

関係各位

## 関税暫定措置法第8条に係る取扱いについて

関税暫定措置法第8条について、令和5年4月以降、取扱いの一部について下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 【概要】

#### ○生地見本等の原則省略化

再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととなります。

※加工・組立輸出確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等を提出することを妨げるものではありません。詳しくは、添付資料及び税関ホームページ掲載の「加工再輸入減税マニュアル」を参照ください。

<http://www.customs.go.jp/tsukan/zanpachi/index.htm>

【添付資料】（別添1）加工再輸入減税制度（暫8）における生地見本等の原則省略化に係る

Q & A

（別添2）新旧対照表（関税暫定措置法基本通達）（蔵関第1150号）

### 【問い合わせ先】

東京税関業務部通関総括第2部門（電話 03-3599-6338）

**加工再輸入減税制度（暫8）における生地見本等の原則省略化に係るQ & A**令和5年4月  
財務省・税関**加工再輸入減税制度（暫8）における再輸入時の同一性の確認について、令和5年4月以降、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととなります。****（生地見本等の原則省略化の目的について）****Q1.** 今回の生地見本等の原則省略化は、何のために行うのでしょうか。**A1.** 「スマート税関構想 2020」にも記載の通り、減免税手続のデジタル化を進めるに当たり、暫8の手続きに関して検討した結果、まずは再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書といった書類により行うこととし、デジタル化を進める上で障壁の一つとなる生地見本等について提出省略を進めることとしたものです。**（確認申告書の添付書類について）****Q2.** 確認申告書の添付書類については、何か変更はあるのでしょうか。**A2.** 今回の通達改正により特段変更はありません。

これまでも確認申告書の添付書類については、基本通達8-4(5)の再輸入の確認のため必要な事項が確認できることが必要であり、例えば、生地規格書、指図書（企画書）、写真等になります。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

**（再輸入時の同一性の確認について）****Q3.** 基本通達8-4(5)に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、生地見本等を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのでしょうか。**A3.** これまでも確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達8-4(5)の再輸入の確認のため必要な事項が確認できれば、必ずしも生地見本等の提出は必要ないという取扱いであり、その点は特段変わるものではありません。

今回は更に、当該通達事項の確認については、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うこととしたものですが、その方法については、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達8-

4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

#### （生地見本等の取扱いについて①）

**Q 4.** 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、従来通り生地見本等を提出することは認められないのでしょうか。

**A 4.** 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等を提出することができます。

#### （生地見本等の取扱いについて②）

**Q 5.** 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、輸出時において税関から生地見本等の提出を求められることはあるのでしょうか。

**A 5.** 輸出時の税関審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認ができない場合には、追加で資料を求めることになります。追加資料については、当該通達事項が確認できるものであれば、書面での資料でも生地見本等でも構いません。

#### （生地見本等の取扱いについて③）

**Q 6.** 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのでしょうか。

**A 6.** 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めることはありません。ただし、再輸入時の税関審査において、基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### （再輸入時の税関審査における追加資料について）

**Q 7.** 再輸入時の税関審査において疑義が生じたため追加で提出する資料としては、どのようなものがありますか。

**A 7.** 疑義の内容にもよりますが、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）、写真
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で輸入通関時に同一性の確認ができない場合には、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）を提出いただき、貨物の流れを追っていくといった方法で確認を行うこととなります。

その他、手続に関する不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。



新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>確認用として使用する</u>ため、<u>確認申告書及び契約書等</u>と一括管理し、<u>保管には十分注意するよう指導する。</u></p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8-4(5)により返付された<u>生地規格書等</u>を含む。以下8-11及び8-12(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （省略）</p> <p>（加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）</p> <p>8-10 令第24条において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、2通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を<u>押印</u>して申請者に交付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</p>	<p>イ～ハ （同左）</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8-4(5)により返付された<u>生地見本等</u>を含む。以下8-1及び8-12(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （同左）</p> <p>（加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）</p> <p>8-10 令第24条において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、2通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を<u>押なつ</u>て申請者に交付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</p>